地域懇談会の開催概要

地　　区	北条中学校区
開　催　日　時	令和元（2019）年 8 月 27 日（火）午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分
開　催　場　所	北条コミュニティセンター
参　集　人　数	27 人
市 側 出 席 者	市長、都市整備部長、消防長、教育総務課長、課長（進行）、係員（記録）

１　市長の地域に関する施策の説明

【市長】

「事業峻別」「介護人材確保支援制度」「高齢者の交通手段の確保及び路線バスの半額補助制度」「人手不足の状況」「情報産業育成振興事業」について説明しました。

２　地域からのテーマ

※事前に提出されたテーマについて市長が回答

（１）旧北条小学校跡地に関して（旧北条南小学校・旧北小学校ともに）

【説明者】

毎年同じテーマですが、当地区でも以前に意識調査をし、跡地にあったらよいものという意見を聞いていますが、地元だけでは再利用する妙案は難しいのが現状です。市として跡地利用の施策があれば、お聞きかせいただきたいと思います。

【市長】

昨年は少し可能性がある話をしましたが、工場用地として見に来ていただきましたが、残念ながら良い結果にはなりませんでした。昨年からの進展はない状態です。小学校跡地利用については、南鯖石小学校の方も同じ状況です。建物の活用について、地元でアンケートを取られて、高齢者の集える施設という意見などが出てきたそうですが、具体的なものとしての要望はなかったと承知しています。

今のところ、市としては具体的な計画は持っていません。今日、市が持っている土地について、もし買い求めていただける方がいらっしゃれば、個人であろうと、企業であろうと、値段のことに目くじらをたてずに売った方がいいのではないかと担当に言いました。３、４年前に国道沿いに市が持っている物件を売ろうとしましたが、結果的に売れずに残っているところがあります。皆様の了解が得られれば、

民間への公売も視野にいれなければいけないと思っています。

北条の特徴は何かと考えたのですが、市内中学校区の中で橋の数が一番多いのではないでしょうか。市では今年、岬巡り、ダムが多いということでダムカードによるツアーがありました。歴史ある北条地区なので、おもしろい名前の橋もあることから、橋を使えないかと思いました。ちょっとしたヒントから大きく展望することもありますので、頭に入れて考えていきたいと思います。ぜひ皆様からも思いつきでも結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。公募、売却という部分に関しても、お考えいただければありがたいたいと思います。

（２）消防水利の点検と設備の整備及び促進について

【説明者】

今年３月に小島、５月に大広田で家屋火災が発生し、小島では大切な命が奪われました。現場で聞こえてきたのが「水がない」ということで、見てる間に燃えて全焼となりました。両現場の近くには防火水槽、消火栓も設備され、消防から水槽車も来ていました。特に大広田は、消火栓からホースを４０本近く繋がないと放水できない状態でした。消防本部、消防団には消火活動に感謝するわけですが、全焼と残念な結果となりました。近くに広田川、長鳥川がありますが、河川が荒れている、水が不足している、現場まで遠い状況もあり、防火水槽そのものも小さいわけです。できうるならば、防火水利の大型化、消火栓を整備できないのでしょうか。さらに、他自治体も研究しているそうですが、河川や農業用水路をせき止め、その水をためて消火に使用するなど、いざというときの水利に活用しているということを聞いています。柏崎市も水利整備基準で整備をしていると思いますが、なんとかならないかというのが地域の思いです。現状などをお話しいただければありがたいたいです。

消火栓、防火水槽、防火水利に使える河川がどこにあるのかといったハザードマップのようなものがあって、行政と地域住民の両方が点検しあえることが大事ではないでしょうか。

【市長】

消防署員は、残念な結果になってしまったことに、忸怩たる思いがあるのだろうと思っています。

消防署では、消火栓、防火水槽がいつでも使えるよう確認をし、消防団員にもお願いをしているところです。消火栓及び防火水槽の増設については、消防水利の基準に基づいて計画的に行っています。消火栓は１年に６基程度、防火水槽は４０㎥級を１年に２基、そして、６年に１度１００㎥級を１基設置しています。

増設場所については、水利が不足する場所を優先的に行い、水道管の管径や立地条件等を考慮して選定しています。

大広田の火災については、水利が不足している地域と認識しています。今回は、火災現場に最も近い消火栓があまりにも近くて使えなかったため、ホースを繋いで対応したと伺っています。

限界はあるわけですが、今まで以上に自然水利の把握もさせていただかなければいけないですし、消防団とも考えていかなければいけないと思います。５，０００リットル級の水槽車出動についても、第一出場地域を見直し、初動体制を少し拡充させていきたいと思っています。

まずは、火の用心に努めていただきたいと思います。

（３）空き家対策について

【説明者】

空き家や空き地の苦情は町内会長に来るのですが、市担当課に行って、所有者に連絡をとってもらうのですが、連絡方法やいつ連絡をとったかというフィードバックがほしいです。

この問題を他の町内会でも数多く抱えていると思いますが、どのような対応をしているのか教えていただければありがたいです。

町内会長が、空き家の所有者に直接実情を訴えることが出来ないため、ジレンマを抱えています。仮に所有者が分かったとしても、遠隔地であったり、高齢者、経済的なもので対処してもらえない場合、市ではどのような対処方法があるのかをお伺いしたい。

【市長】

昨年と今年の地域懇談会で、一番多く出されたのが交通問題で、二番目が空き家の問題です。

空き家については、法律上、個人財産なので、厳重に保護されています。行政といえども基本的には関わることができません。平成２７（２０１５）年に空家対策特別措置法が施行されましたが、基本的に土地も建物も個人の所有物なので、行政ができるのは指導や助言のみです。基本的には所有者や管理者に対して、是正の働きかけを行うことしかできません。他の町内においても、情報をいただいて所有者の方に是正を指導したり、助言をするというところです。

個人情報保護法により、空き家の所有者の情報を町内会の方にお教えすることはできません。

管理不全の空き家を特定空家と言いますが、そうなった理由のほとんどが経済的な理由です。北条地区の空き家数は８１か所、特定空家が７か所あります。市内ではもっと多くありますが、例えば、通学路に面している、非常に危険であるといったところには、市が行政代執行と言って所有者の代わりに執行するということをいくつかやらせていただいたところです。所有者の代わりにやることであって、所有者にかかった費用を請求するわけです。最後の手段としてやるわけですが、払っていただければいいのですが、残念ながら払っていただけないケースもあります。特定空家を壊す費用は、１軒数百万円、大きいものだと一千万円単位となります。今のところ市は、所有者に対して法に基づいて指導や助言を繰り返ししているところです。これは、柏崎市だけでなく全国で同じような状況です。風で通学路に飛びそうで危ないなどの状況がありましたら、ネットを被せるなどの緊急措置ができるか

どうかも含めて、市にご相談いただきたいと思います。

２　自由懇談

◎地域おこし協力隊の活動状況について

【参加者】

岩之入集落では、昨年、インターン生が３人来られて、集落の棚田に夜ろうそくを灯したらきれいではないかということで、ろうそくを立てたらあまりにもきれいだったことから、今年は８月１２日に３６０本のろうそくを立てて、大勢の方から見にきていただきました。

【市長】

地域おこし協力隊は、岩之入のみならず他の地域でも受け入れています。若い方、特に女性が頑張っているところも多いです。他の地域の方も、ぜひチャレンジしていただきたいと思います。

◎空き家について

【参加者】

空き家のことですが、１５年位前に市から空き家を壊していただきました。その土地を町内会へ寄附してもらえないかお願いしたことがありましたが、寄附はできないということでしたが、その土地は公民館の隣の土地で、利用をさせていただいています。

【市長】

特定空家の行政代執行にお金を使っていたら、何回も事業峻別をやっても足らないくらいです。まずは特定空家にならないように、各種サービスを始めさせていただいています。

【都市整備部長】

空き家を利用促進するためにリフォーム事業を行っています。空き家をリフォームして売却や賃貸したいというときは市から補助が出ますので、ぜひご利用いだきたいと思います。

市では、空き家の所有者を調べていますが、個人情報保護の関係で町内会の方々にお伝えすることは出来ませんが、土地を買いたいなどの話があれば所有者にお伝えすることは出来ますので、市に問い合わせいただきたいと思います。

空き家バンクに登録いただくと、借りたい人とのマッチングができ、何件か売買の実績もあります。空き家の資産価値ですが、不動産会社ですと数百万円ないと売れないだろうと思われていますが、数十万円で買われる方もいますので、売れないだろうと思わずに登録いただきたいと思います。

【市長】

まずは特定空家にならないように、対象の住宅をお持ちの方は空き家バンクに登録いただきたいと思います。うまくマッチングがあったときは、市が草刈りもしてきれいにしてお渡しするサービスもしています。

【都市整備部長】

今年度から、家財の処分についても補助をしますので、ご利用いただきたいと思います。

◎農業基盤整備の補助制度について

【参加者】

北条地域で基盤整備をやって約５０年経ちますが、鉄板が腐食して機能しなくなってきました。農業用水として機能してくれれば水は回ってくるのですが、特に今年は多く故障しています。以前は１～２割の地元負担で修繕していただけましたが、今は４～５割の地元負担がいることから、３００～５００万円かかるそうで、来年どうするか頭を悩ませています。昔はみんなが田んぼに関わっていたので、負担してもらいやすかったのですが、今は関係ない人がほとんどですから、皆さんから理解してもらえない状況です。少しでも負担が少なくなる方法があればお聞かせいただきたいと思います。

【市長】

地域ごとに多面的機能支払交付金という制度を柔軟に使っていただいています。来年は使用できないということであれば、この地域懇談会後に具体的な場所をお示しいただきたいと思います。

◎移住者の受け入れについて

【参加者】

移住された方が、住居を探しているときに、インターネットに駅から５分で価格も安く、いいところだと思って実際に来てみると、駅から道が坂道で駅から近いメリットも感じられず、電車も２時間に１本と都会で生活する人が想像する交通事情とは異なっていたそうです。しかし、その方の母親の葬儀を地域の方が自分の家族以上に手伝っていただいたことがうれしく、移住してきて良かったと思った、という話を聞きました。移住して来られた方がいたら、大事にしたいと思います。

【市長】

当初、移住されて戸惑われたそうですが、今、若い方、地域おこし協力隊の方も含めて、意外に地方で暮らそうと目指している方もいらっしゃいます。農業をして、冬場はスノーボードのインストラクターをして稼いでいらっしゃる方もいます。そういうライフスタイルもあるのだなと勉強させられています。

外から来た人を受け入れるという部分が大事なんだろうなと、岩之入の方々はそれが可能であったから、住んでいただいているんだと、皆様方の心持ちに感謝申し上げます。

◎防犯カメラの設置について

【参加者】

市内に防犯カメラの有無と、その台数などについてお聞かせ願います。

【市長】

詳しい資料が手元にないので後でお届けしますが、議会の一般質問で、学校を中心とした通学路、学校の敷地内の設置の要望をお聞きしています。既にいくつかの箇所の設置を進めています。防犯カメラは、犯罪が起こったときに機能するわけですが、普通の生活者にとってみれば、監視されていると感じます。犯罪の抑止に防犯カメラは使われているわけですが、プライバシーを侵害しないように、なおかつ、子どもの安全を守るために、議会の方々から要望をいただいていますので、順次付けさせていただいています。至る所に付けるわけにもいきませんので、限界があります。それぞれの地域懇談会で、特に付けてほしいという箇所をお聞きしていますので、ここは安全な地区だとは思いますが、ここだけは付けてほしいというご要望がありましたらお聞かせください。

◎北条南小学校跡地の活用策について

【参加者】

先ほど学校跡地について、市長から、購入していただけたらありがたいと新しい踏み込みの話がありました。北条南小学校の跡地は、家近町内会としては目の前が草ぼうぼうでは地域環境としても良くないことから、自主的に除草剤を撒いて対応していると聞いています。有志で草刈りだけはなんとかしていますが、限界もあります。そこが住宅団地になればいいという話も一部あります。購入してくれる方がいらっしゃればですが。最近、地域を一部造成し、家が建ちました。北条地域の方が他の地域に出ないでここに住んでいただければという案の１つです。

跡地活用についてアンケートをとったときに、気楽にスポーツが楽しめればよいという意見もありました。刈羽の「とおりんぼ」にあるサッカー場は、全県から引っ張りだこになっています。柏崎市には人工芝サッカー場はなく、専用の練習場がほしいという声を聞いています。８人サッカーというのがコートも少なくて済んで、少年時代からサッカーに親しむ人のすそ野を広げると推奨されています。２面のコートが取れますので、小千谷インターにも近く、東京方面から練習に来て、都市交流もできるいい場所だと思っています。サッカーを含めたスポーツ施設を今風に工夫できればと思っています。

【市長】

団地の造成案については、宅建協会に北条南、北条北跡地について打診をさせていただきます。使い道がなく売却する場合は、宅建協会の方に見ていただきたいと思っています。宅建協会の方に北園体育館を見てもらったのですが、よい返事はありませんでした。

サッカーコートについては、サッカー専用ではないですが、東港町の少年広場はナイターも付けてサッカーでご利用いただき、喜んでいただいていると思います。サッカー協会の方に、北条でこのような話があったことをお伝えしたいと思います。

◎特定空家の基準について

【参加者】

特定空家の基準と、誰が決定しているのかお聞かせください。

【都市整備部長】

特定空家の基準は、職員が現地に行って家の状況を点数化し、点数が１００点満点の４０点以上になりますと特定空家の扱いとなります。決定については、学識経験者からなる特定空家審議会の委員の方々から現地を見ていただき、状況を判断いただいて、特定空家と決定させていただきます。